

第26回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画

第26回全国障害者スポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、第26回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、原則、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、県が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成方法

- (1) 競技役員（審判員・運営員）については、以下の方法で養成する。
 - ・ 県内外の講師による県内講習会の実施
 - ・ 県外で開催される講習会等への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員については、以下の方法で養成する。
 - ・ 県内外の講師による県内講習会の実施

4 養成実施年次計画

競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。

区分・内容			年 度							
			令和 3年 6年前	令和 4年 5年前	令和 5年 4年前	令和 6年 3年前	令和 7年 2年前	令和 8年 1年前	令和 9年 開催年	
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会		資格取得、資格維持、資質向上						
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会		資格取得、資格維持、資質向上					
		その他 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会					養成、資質向上		
競技補助員		県内講習会					養成、資質向上			
競技会係員		県内講習会					養成			
競技会補助員		県内講習会					養成			

※ 養成実施年次計画は、事業の進捗状況をふまえて随時見直しをする。